

陸上自衛隊仕様書	
宿 舎 借 上 ほ か	仕 様 書 番 号
	教訓研本教-30
	作 成 令和 4年9月12日
	変 更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 教育訓練研究本部教育部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する教育準備において使用する宿舎借上について規定する。

### 1.2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

## 2 宿舎借上、バス借り上げ及び航空券に関する要求

### 2.1 宿舎借上に関する要求

#### 2.1.1 品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名、規格、場所、期間、単位及び数量は、表1による。

表1-品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名	規格	場所	期間	単位	数量 <sup>(※)</sup>	備考
シングル (熊本)	バス・トイレ付	熊本市	令和4年11月6日 ～令和4年11月7日	人泊	6	6名 1泊
ツイン (熊本)	バス・トイレ付		令和4年11月6日 ～令和4年11月7日	人泊	46	92名 1泊
シングル (佐世保)	バス・トイレ付	佐世保市	令和4年11月7日 ～令和4年11月8日	人泊	6	6名 1泊
ツイン (佐世保)	バス・トイレ付		令和4年11月7日 ～令和4年11月8日	人泊	46	92名 1泊
ツイン (那覇)	バス・トイレ付	那覇市 (首里城 近傍)	令和4年11月6日 ～令和4年11月10日	人泊	12	5名 4泊
シングル (那覇)	バス・トイレ付		令和4年11月6日 ～令和4年11月10日	人泊	4	1名 4泊
シングル (那覇)	バス・トイレ付	那覇市	令和4年11月8日 ～令和4年11月10日	人泊	6	6名 2泊
ツイン (那覇)	バス・トイレ付		令和4年11月8日 ～令和4年11月10日	人泊	92	92名 2泊
シングル (宮古)	バス・トイレ付	宮古島市	令和4年11月10日 ～令和4年11月11日	人泊	2	2名 1泊
ツイン (宮古)	バス・トイレ付		令和4年11月10日 ～令和4年11月11日	人泊	23	46名 1泊
シングル (宮古)	バス・トイレ付		令和4年11月11日 ～令和4年11月12日	人泊	4	4名 1泊
ツイン (宮古)	バス・トイレ付		令和4年11月11日 ～令和4年11月12日	人泊	23	46名 1泊
シングル (石垣)	バス・トイレ付	石垣市	令和4年11月10日 ～令和4年11月11日	人泊	4	4名 1泊
ツイン (石垣)	バス・トイレ付		令和4年11月10日 ～令和4年11月11日	人泊	23	46名 1泊
シングル (石垣)	バス・トイレ付		令和4年11月11日 ～令和4年11月12日	人泊	2	2名 1泊
ツイン (石垣)	バス・トイレ付		令和4年11月11日 ～令和4年11月12日	人泊	23	46名 1泊

※ 表1中の「数量」については、部屋の延べ数とする。（例：5名がツインの部屋を使用し4泊した場合、各日3部屋（2人、2人、1人の内訳）に宿泊し、4泊するので12部屋となる。）

### 2.1.2 宿泊施設

宿泊施設は、宮古及び石垣では1箇所の施設、熊本、佐世保及び那覇では1箇所又は2箇所の施設ですべての人員が宿泊できることを原則とするが、宿泊困難な場合は、複数の宿泊施設に分散して宿泊することができる。その場合、複数の施設が近傍になるよう努めること。

### 2.1.3 喫食

宿泊人員が喫食時間内に十分な間隔を確保して（感染対策）喫食できる場所を有すること。

細部は官側との調整による。また、宿泊施設近傍での食事も可能とする。

品名、規格、場所、期間、単位及び数量は、表2による。

表2—品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名	規格	場所	期間	単位	数量	備考
朝食	定食又は バイキング	熊本市	11月7日	食	98	
		佐世保市	11月8日		98	
		那覇市	11月7日		6	
			11月8日		6	
			11月9日		104	
			11月10日		104	
		宮古市	11月11日		48	
			11月12日		50	
		石垣市	11月11日		50	
			11月12日		48	
計					612	
昼食	弁当 茶（ペットボトル）	熊本市	11月7日	食	98	
		佐世保市	11月8日		98	
		那覇市	11月7日		6	
			11月8日		6	
			11月9日		104	
			11月10日		104	
		宮古市	11月11日		48	
			11月12日		50	
		石垣市	11月11日		50	
			11月12日		48	
計					612	
夕食	定食又は バイキング	熊本市	11月6日	食	98	
		佐世保市	11月7日		98	
		那覇市	11月6日		6	
			11月7日		6	
			11月8日		104	
11月9日	104					

		宮古市	11月10日		48	
			11月11日		50	
		石垣市	11月10日		50	
			11月11日		48	
		計			612	

### 2.1.5 駐車場

宿泊施設の敷地内に大型バス4台及び8人乗り乗用車2台（那覇では大型バス4台，10人乗り乗用車1台及び8人乗り乗用車1台）を同時に駐停車できる駐車場があること。

### 2.2.1 バス借上げに関する要求

#### 2.2.2 品名，規格，使用時期，運行内容など

品名，規格，使用時期，運行内容などは，表3による。

表3－品名，規格，場所，期間，単位及び数量

品名	規格	使用時期	運行内容	乗車人員	台数	単位	数量
バス借上 (東京)	大型バス 30人乗り 以上	11月 6日	発着 目黒駐屯地 羽田空港 0900頃出発 1030頃到着	96	4	台	4
バス借上 (熊本)	大型バス 30人乗り 以上	11月 6日	発着 熊本空港 北熊本駐屯地 熊本市内宿泊施設 1400頃到着 1730頃到着	100	4	台	4
		11月 7日	発着 熊本市内宿泊施設 健軍駐屯地 相浦駐屯地 佐世保基地 佐世保市内宿泊施設 0800頃出発 1730頃到着	100	4	台	4
		11月 8日	発着 佐世保市内宿泊施設 福岡空港 0800頃出発 0900頃到着	100	4	台	4
バス借上 (那覇)	大型バス 30人乗り 以上	11月 8日	発着 那覇空港 那覇駐屯地 那覇基地 那覇市内宿泊施設 1100頃出発 1730頃到着	100	4	台	4
	大型バス 30人乗り 以上	11月 9日	発着 那覇市内宿泊施設 沖縄本島内研修 那覇市内宿泊施設 0730頃出発 1800頃到着	100	4	台	4
	大型バス 30人乗り 以上	11月 10日	発着 那覇市内宿泊施設 那覇空港 0800頃出発 0930頃到着	100	4	台	4
バス借上 (宮古)	中型バス 27人乗り 以上 (※)	11月 10日	発着 宮古空港 宮古島内研修 宮古島市内宿泊施設 1100頃出発 1730頃到着	50	3	台	3
		11月 11日	発着 宮古島市内宿泊施設 宮古空港 0800頃出発 0900頃到着	50	3	台	3
		11月 11日	発着 宮古空港 宮古島内研修 宮古島市内宿泊施設 1030頃出発 1730頃到着	50	3	台	3
		11月 12日	発着 宮古島市内宿泊施設 宮古空港 0830頃出発 1100頃到着	50	3	台	3

品名	規格	使用時期	運行内容	乗車人員	台数	単位	数量
バス借上 (石垣)	中型バス 27人乗り 以上 (※)	11月10日	発 石垣空港 1130頃出発 着 石垣島内研修 石垣島市内宿泊施設 1730頃到着	50	3	台	3
		11月11日	発 石垣島市内宿泊施設 0800頃出発 着 石垣空港 1200頃到着	50	3	台	3
		11月11日	発 石垣空港 1130頃出発 着 石垣島内研修 石垣島市内宿泊施設 1730頃到着	50	3	台	3
		11月12日	発 石垣島市内宿泊施設 0800頃出発 着 石垣空港 1030頃到着	50	3	台	3

契約の相手方は表3に示された時間及び場所までに配車を行うものとする。

※中型バスが調達困難な場合は、大型バス等調達可能な車両に変更可能なものとする。

### 2.2.3 乗務員

乗務員は、規則等に基づきバス1台につき運転手1名以上とする。

### 2.2.4 バスの積載荷物

バスの積載荷物は、定員分のキャリーケースが積載可能なものとする。

### 2.2.5 バスの装備

バスの装備は、クーラー、非常用手旗、発煙筒、その他法令などにより携行を定められたものとする。

## 2.3 航空券の取得に関する要求

### 2.3.1 品名、規格、単位及び予定数量

品名、規格、単位及び予定数量は、表4による。

表4－品名、規格、単位及び予定数量

No.	品名	規格 (出発及び到着基準時間)	単位	予定数量	備考
1	航空券 (羽田～那覇 11/6)	羽田 0805～那覇 1050	枚	6	
2	航空券 (羽田～熊本 11/6)	羽田 1130～熊本 1320		98	
3	航空券 (福岡～那覇 11/8)	福岡 0940～那覇 1120		98	
4	航空券 (那覇～羽田 11/10)	那覇 1010～羽田 1225		6	
5	航空券 (那覇～石垣 11/10)	那覇 1040～石垣 1140		50	
6	航空券 (那覇～宮古 11/10)	那覇 1025～宮古 1115		48	
7	航空券 (石垣～宮古 11/11)	石垣 1235～宮古 1305		50	
8	航空券 (宮古～石垣 11/11)	宮古 1135～石垣 1205		48	
9	航空券 (石垣～羽田 11/12)	石垣 1155～羽田 1435		48	
10	航空券 (宮古～羽田 11/12)	宮古 1205～羽田 1450		50	

### 2.3.2 利用便

利用便は、表4の規格によるが、空席がなく他の便等と分かれて移動の場合は、官側と調整の上、他便の利用も可能とする。

### 2.3.3 搭乗区分

搭乗区分は、表1の予定数量（搭乗予定人員（手荷物含む。））を同一便で輸送できること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、官側と調整の上、分乗輸送を可とする。

### 2.3.4 不測事態対処

契約の相手方は、不測の事態が発生した場合、官側と調整し、速やかに対応する。

## 3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設及び駐車場の施設名、場所、部屋、便名、借り上げバス運行時間等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

### 4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に拘らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

### 4.3 安全管理

契約の相手方は、バスの運行に際し交通法規の厳守、整備などに万全を期すものとする。

### 4.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

### 4.5 施設等に不具合があった場合の是正措置

契約の相手方は、施設等に関し、本仕様書の規定並びに本仕様書に規定していない一般的事項（契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による事項）に反する事項があった場合は速やかに是正の措置を講ずるものとする。

### 4.6 その他

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、バスの運行に伴う燃料、運転手の食事代及び駐車料金、その他故障が発生した場合に要した費用などを負担するものとする。